

社会福祉法人加古川市社会福祉協議会「社協だよりかこがわ」

広告掲載に関する取扱要領

社会福祉法人加古川市社会福祉協議会有料広告の掲載取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)第5条に規定により、広告掲載を行う広報媒体として「社協だよりかこがわ」に有料広告を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

1 広告の規格等

要綱第6条の規定による広告の規格等は、次のとおりとする。

掲載位置	紙面2～8ページのいずれかの下段(掲載場所は原則指定できない。)	
サ イ ズ	35mm×90mm	35mm×180mm
掲載料金	20,000円(税別) (カラー・白黒とも同料金)	40,000円(税別) (カラー・白黒とも同料金)
	指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。	
募 集 枠	1～4枠 広告の申込みは、1掲載号につき1枠とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、同一ページの隣り合う2枠を一つの広告として申し込むことができる。	
掲載期間	連続して申請する期間は1年間(6回)を限度	

2 広告の申込

要綱第7条の規定により、広告掲載希望者は、「社協だよりかこがわ」広告掲載申込書(様式第1号)により、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会理事長(以下「理事長」という。)に申込を行わなければならない。

3 広告掲載の決定

要綱第8条の規定により、理事長は、広告掲載の決定したときは、「社協だよりかこがわ」広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」とする。)に通知するものとする。

4 広告の内容等の変更

要綱第10条第2項の規定により、広告主が広告の内容等の変更を行うときは、「社協だよりかこがわ」広告掲載内容変更届(様式第3号)により、理事長に届け出なければならない。

5 広告掲載の取消し

要綱第11条の規定により、理事長は、広告の掲載の取り消しを行ったときは、「社協だよりかこがわ」広告掲載取消通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

6 広告掲載の取消し

要綱第12条の規定により、広告主は、広告掲載を取消したときは、「社協だよりかこがわ」広告掲載取下申出書(様式第5号)により、理事長に申し出なければならない。

附 則

この要領は、令和 7 年10月1日から施行する。